

質 疑 回 答 書

令和 6 年 7 月 10 日

工事名又は業務名

吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務

1	質 疑 事 項
	前回の同事業の警備業者、契約金額、契約期間、前回と仕様が変わった点をご教示ください。
2	回 答
	① 前回の同事業の警備業者 東洋テック株式会社 ② 契約金額 382,800円(消費税及び地方消費税を含む) ③ 契約期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで(1年間) ④ 前回と仕様が変わった点 ※前回の仕様書を添付しますので、今回の仕様書と比較してください。
	質 疑 事 項
	回線は施設のものを使用できますか。
	回 答
	既設の配線は、継続して使用しても差し支えありません。ただし、不具合がある場合は、更新をお願いします。また、モバイル回線等の業務に必要な機器等については、受注者の負担で設置をしてください。

質 疑 回 答 書

令和 6 年 7 月 10 日

工事名又は業務名 吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務

	質 疑 事 項
	現地の下見は可能でしょうか。
3	回 答
	可能です。 下見を希望される場合は、事前に事業課業務グループ庁舎(06-6831-8500)までご連絡ください。
	質疑事項
	平日日中の工事は可能でしょうか。
4	回 答
	原則として、執務時間内(土曜日、日曜日を除く午前8時45分から午後5時15分)でお願いします。 ただし、執務時間内での調整が困難な場合、協議をさせていただきます。

質 疑 回 答 書

令和 6 年 7 月 10 日

工事名又は業務名

吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務

5	質 疑 事 項
	火災は施設の自火報からの信号取りでよろしいでしょうか。
	回 答
6	回 答
	差し支えありません。
	質疑事項
6	7 警備実施要領(3)機械設備の仕様 イ.機械設備の鍵はカード式とし、とありますが非接触式のセキュリティタグでもよろしいでしょうか。
	回 答
	差し支えありません。

前回の仕様書

事業課業務グループ庁舎 機械警備業務仕様書

本仕様書は、発注者と受注者の間で締結する事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名 事業課業務グループ庁舎 機械警備業務

2 履行場所 吹田市川岸町20番1号(事業課業務グループ庁舎敷地内)

3 履行期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

4 予算の減額又は削除に伴う解除等

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

5 基本的事項

- (1) 事業課業務グループ庁舎(以下「庁舎」という。)における警備業務の実施にあたっては、警備業法及び関連する法令等を遵守すること。また、常に施設及び設備の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法については、警備業法で定める機械装置を使用して行うものとする。
- (3) 業務に使用する警備業務用機械装置(警備業法で定めるもので、以下「機械装置」という。)、急行に使用する車両その他全てのものに係る費用については、下記(4)に定めるものを除き、受注者の負担とする。
- (4) 受注者が庁舎に設置する機器に通常必要とされる電気は、発注者が提供し、その費用は発注者が負担する。
- (5) 受注者は、機械警備業務管理者等(以下「管理者」という。)の名簿及び管理者資格者証の写しを、あらかじめ発注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者の警備業務に従事する者(以下「警備員」という。)が本業務に従事する際には、法令に定めるところにより所定の服装等を着用し、常に身分証明書を携帯しなければならない。
- (7) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認める軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

6 業務事項

(1) 警備方法

ア 機械警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に迅速に対応できるよう、機械装置等による異常感知、警備センター(基地局)での監視、警備員の急行による事実確認並びに必要な措置を行うものとする。なお、機器一覧表は別添のとおりとする。

イ 発注者は、上記アに定めるいずれかが、故障等の異常で機能しなくなった場合、速やかに代替警備対策を講じなければならない。

(2) 警備時間

ア 機械警備業務を実施する時間は、原則として次のとおりとする。

警備時間 午前8時45分から翌日8時45分まで(24時間)

執務時間 午前8時45分から午後5時15分まで(防犯警備は解除)

※ただし、土曜日、日曜日及び年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

イ 前項の規定にかかわらず、時間外勤務等各種諸事情により、発注者職員の執務時間を変更した場合は、受注者に連絡するものとする。

(3) 監視体制

ア 受注者は、警備センターを、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」(昭和58年1月5日大阪府公安委員会規則第1号)に基づき、25分以内で庁舎に 警備員を到着させることができる場所に設置しなければならない。

イ 受注者は、施設及び設備等を安全かつ正常な警備を実現するため、機械設備の取扱いに精通した者で、責任感が強く、誠実で心身強固な警備員を派遣すること。

ウ 警備センターには、庁舎に設置された機械装置等により感知された異常発生を、電話回線を用いて自動的に表示される機械設備を設けなければならない。

エ 受注者は、機械設備及び庁舎に設置する機器等の維持管理並びに運用については、計画書を作成するなど、常に良好な状態を保つよう留意すると

オ 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏のないよう細心の注意をはらわなければならない。

カ 防犯警備時間中(執務時間外)における発注者職員の庁舎への入室等については、次の要領で行う。

(ア) 発注者職員は、庁舎へ立ち入る際に、警備センターに電話で氏名、用件を伝達し、警備解除のための必要な処置を講じるものとする。

(イ) 庁舎へ立ち入った発注者職員が退出する際は、警備センターに電話連絡をして、元の警備状態に復するための必要な処置を講じるものとする。

(4) 緊急時の措置

ア 緊急事態を感知したときは、管理者の作成した指令業務に関する基準に従うとともに、次の点について十分留意し、適正かつ適切に臨機の措置をとらなければならない。

(ア) 火災等の異常個所の確認

(イ) 複数の警備員の協力体制による現場対応

(ウ) 警察機関及び消防機関等への連絡

(エ) 発注者の担当職員への急報

(オ) 必要な指示の遵守

イ 受注者は、常に前記の処置を講じることができるよう、必要な警備員の数、待機所 及び車両その他の装置を適正に配置しなければならない。

(5) 事故報告書の提出

7 警備業務報告書の提出

受注者は、警備業務報告書を作成し、毎月、速やかに発注者に提出するものとする。

8 鍵の預託

- (1) 警備業務に必要な鍵は、受注者が発注者に10枚預託すること。
- (2) 貯託された鍵は、厳重に取り扱い細心の注意を持って保管しなければならない。
- (3) 発注者は、預託された鍵を絶対に複製してはならない。
- (4) 発注者が貯託する鍵は、契約期間終了後直ちに返却しなければならない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。

【別添】

事業課業務グループ庁舎 機械警備業務 機器一覧表

NO	機器名称	記号	個数	単位	概要
1	送信機 (電源装置含む)	㊟、無	1	台	防犯センサーの制御装置で監視センターへの送信機能を有するもの。
2	無線発信機	㊟ 発	17	台	無線中継機(計量室に設置)までの無線発信機
3	無線中継機	㊟	1	台	事務管理棟以外の機器の中継機(計量室に設置)
4	赤外線センサー	㊟—㊟	5	対	投光と受光を通る赤外線を遮ると感知するもの。
5	熱線センサー	㊟	27	台	空間を監視し侵入者を感知するもの。
6	マグネットセンサー	㊟	2	個	扉及び窓の開閉を感知するもの。
7	キーボックス (回路表示器含む)	㊟	1	台	カードを読み取り警備セット・解除をするもの。また、警戒エリアを選択できるもの。

※カードリーダーは、収納ボックスに収めるもの、又は防水性を有するものとする。

